

第5次茨木市総合計画 後期基本計画(令和2～6年度)【概要版】

※後期基本計画の本編は、市役所政策企画課(本館3階)、情報ルーム(南館1階)などに設置しています。また、市ホームページからもご覧いただけます。

1 後期基本計画策定の趣旨 ～社会情勢の変化を捉え前期基本計画を更新しました～

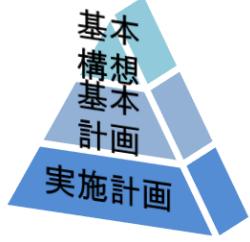
○平成27年3月、茨木市をどんな「まち」にしていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのかということ、総合的・体系的にまとめた第5次茨木市総合計画(平成27年度～令和6年度)を策定しました。総合計画は10年間の基本構想と前期・後期5年間の基本計画で構成され、平成27年度～令和元年度は前期基本計画に基づき、各種施策を推進してきました。

○令和2年度～令和6年度の後期基本計画は、前期基本計画をベースにしなが、社会情勢の変化や、今後想定される変化を的確に捉えつつ、計画期間のさらに先を見据えながら、総合計画審議会での審議や市民の意見などを反映し、今後の5年間(令和2年度～令和6年度)の総合的なまちづくり計画として策定しました。

2 計画の構成と期間

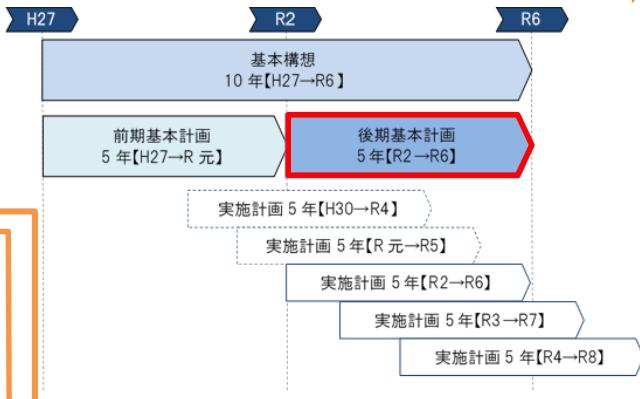
(1) 計画の構成

- 基本構想**
まちの将来像とそのめざすべき方向性を示します。
- 基本計画**
基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策と取組の内容、都市構造、財政計画を示します。
- 実施計画**
基本計画で定めた取組を市で推進する具体的な事業内容を示します。
なお、実施計画は、ローリング方式で毎年改定を行うため、本計画書とは別途作成します。



(2) 計画の期間

- 基本構想：10年間(平成27年度～令和6年度)
- 基本計画：5年間(前期：5年間、後期：5年間)
- 実施計画：5年間(ローリング方式にて毎年改定)



4 社会情勢の変化への対応

後期基本計画は、前期基本計画をベースに、これまでの社会・経済情勢の変化や、今後想定される変化を捉え、更新しました。

(1) 前期基本計画策定時からの主な社会情勢の変化

① SDGs達成に向けた取組の推進

平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGsは、「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指しています。後期基本計画では、施策ごとにSDGsの17の目標を位置づけ、整理を行うことにより、各主体のSDGsに対する理解や連携を促し、施策を推進していきます。



② 大規模な災害の経験

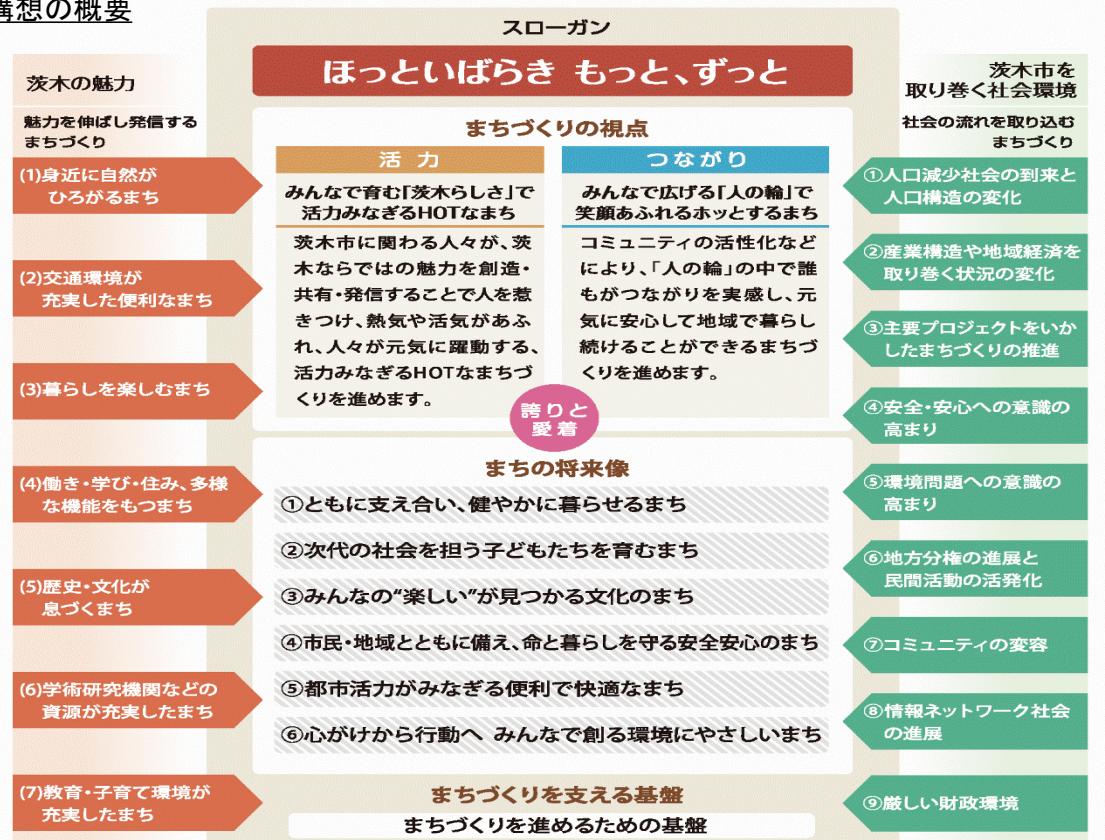
平成30年には、大阪府北部地震や台風など、大きな災害の連続に見舞われました。災害対策本部等において、福祉、子育て、教育など、あらゆる分野で災害対応、被災者支援を行った経験を踏まえ、積極的に施策を展開していきます。



③ Society5.0・国の動向への対応

AI等の先端技術により経済発展と社会的課題の解決の両立をめざす「Society5.0」の動向をはじめ、地方創生の取組や、障害者差別解消法、幼児教育の無償化などの国等の大きな動向を的確に捉え、市民の利便性の向上に向け、積極的に推進していきます。

3 基本構想の概要



市民の思い(市民アンケート、市民ワークショップ)

【市民アンケート「住み続けたい理由」の上位5つ】

- 住み慣れている、●交通の便が良い、●住環境が良い、●日常生活に必要な施設、ものがそろい便利、●自然環境が良い

【市民ワークショップ「住みたいまち」のキーワード】

- 商店街をもっと楽しく、●若い世代があつまるまち、●みんなに知ってもらい、伝えたい、●茨木のシンボルがほしい、●活気、つながりのあるまち、●“ほっと”できるまち、●地域、人とのつながり、●子育てしやすいまち、●子ども同士、子と親、親と高齢者のつながり、●お年寄りの手を借りて子どもも安心して暮らせるまち

④ 新たなまちづくりの拠点

立命館や追手門の新キャンパスの開設、新名神高速道路の開通やJR総持寺駅の開業など、ヒトやモノの流れが変わる整備が進んでいます。これらの拠点から生まれる、新たな流れをいかにしながら、「活力」と「つながり」のあるまちづくりを進めていきます。



(2) 今後のまちづくりの拠点整備

① 市民会館跡地エリア活用

<市民会館跡地エリアイメージ図>



② 安威川ダム周辺整備

<安威川ダム周辺整備の施設整備イメージ図>



5 施策体系

【まちの将来像1】

ともに支え合い、健やかに暮らせるまち



【施策】

- ①地域福祉を推進する
- ②高齢者への支援を推進する
- ③障害者への支援を推進する
- ④生活困窮者への支援を推進する
- ⑤健康づくりや地域医療を充実する
- ⑥社会保険制度を安定的に運営する

(仮称)地区保健福祉センターを整備し、包括的な支援体制を推進します。

合理的配慮が適切に提供され、誰もが地域社会で自立し安心して生活できる共生社会の構築を進めます。

地区担当制による保健活動などを積極的に展開し、医療・保健・食育施策を推進します。

【まちの将来像2】

次代の社会を担う子どもたちを育むまち



- ①すべての子どもの育ちを支援する
- ②地域ぐるみの子育てを推進する
- ③「生きる力」を育む教育を推進する
- ④魅力ある教育環境づくりを推進する
- ⑤青少年の心豊かなたくましい成長を支援する

いばらき版ニューボラ(妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援)を推進します。

学力・体力だけでなく、「非認知能力(忍耐力・自制心等のテストで測りにくい能力)」等の育成を進め、これからの社会を生き抜く力を育みます。

【まちの将来像3】

みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち



- ①生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する
- ②みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する
- ③文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する
- ④観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりを推進する
- ⑤都市間の交流と国際化を推進する

生涯学習に関する計画を策定し、学習成果がいかせる環境を推進します。

誰もが、「する」「観る」「支える」といった様々な形でスポーツに親しむことができる環境を整備します。

文化振興ビジョンに基づき、子どもたちへの多様なアプローチを進めるなど、新しい担い手の発掘と育成を図ります。

【まちの将来像4】

市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち



- ①災害への備えを充実させる
- ②消防・救急体制を充実強化する
- ③防犯や多様な危機への対策を強化する
- ④消費者教育を推進する

大阪北部地震等の大規模災害の経験を踏まえ、地域防災計画等の見直しや避難所機能の強化など、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

安全で安心な地域社会の実現に向け、防犯をはじめ、多様な危機への体制整備に努めます。

【まちの将来像5】

都市活力がみなぎる便利で快適なまち



【施策】

- ①地域産業を基盤強化し雇用を充実する
- ②地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する
- ③良好で住みよい都市づくりを推進する
- ④時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
- ⑤暮らしと産業を支える交通を充実させる

地域特性をいかした農林業振興、市内事業所の事業継続・成長の支援、雇用・就労支援の充実や働き方改革等を推進します。

都市計画マスタープラン等に基づき、地域特性をいかした土地利用の誘導を図ります。

元茨木川緑地リ・デザインや空家対策等を進めます。

市民会館跡地エリアや駅前周辺等の中心市街地の整備、安威川ダム周辺整備などを進め、官民連携によるまちづくりを推進します。

公共交通の充実や歩行者・自転車の安全性の向上など、「住みやすい・移動しやすい」まちづくりを進めます。

【まちの将来像6】

心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち



- ①いごちの良き生活環境をたもつ
- ②バランスのとれた自然環境をつくる
- ③ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
- ④きちんと分別で資源の循環をすすめる

環境美化、路上喫煙防止など意識啓発を進め、いごちの良き生活環境を保ちます。

市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めます。

一般廃棄物処理計画に基づき、資源の循環とごみの減量を促進するとともに、広域連携による取組を進めます。

【まちづくりを支える基盤】

まちづくりを進めるための基盤



- ①まちの魅力を生内外に発信する
- ②社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する
- ③地域社会の発展に貢献できる職員を育成する
- ④人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす
- ⑤市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす
- ⑥地域コミュニティを育み地域自治を支援する
- ⑦多様な主体による協働のまちづくりを推進する

新たな魅力の発掘や創造と、生内外への積極的な発信に努めます。

Society5.0に向け、ICTを活用した市民の利便性の向上に努めるほか、SDGsの達成に向け、多様な主体と分野横断的に取組を進めます。

様々な地域組織の連携・協働を促す「地域自治組織」の結成を推進し、地域が主体的に行う取組の支援に努めます。

まちづくり、福祉、教育などの様々な分野において、多様な主体が互いを補完できるまちづくりを進めます。

6 都市構造 ～都市機能・土地利用の特性別に6分類～

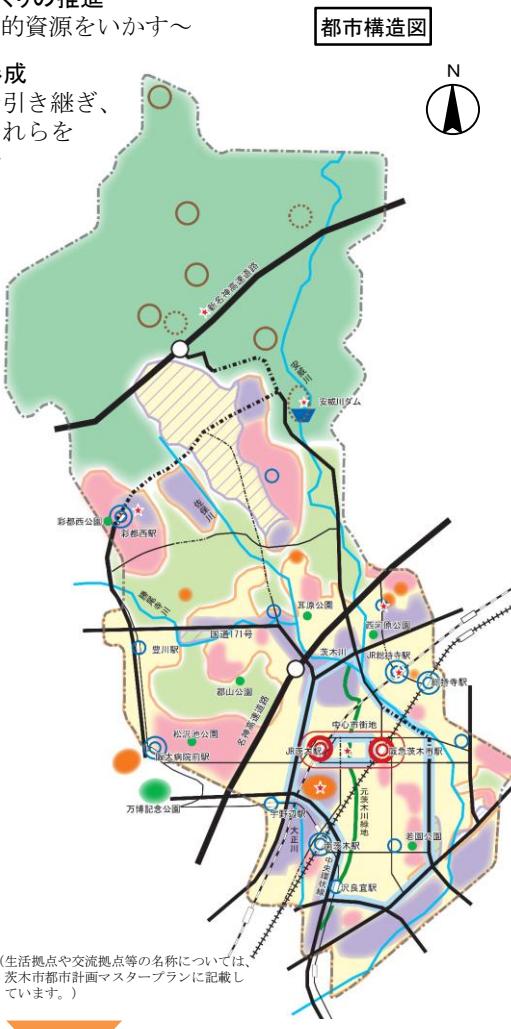
都市構造・土地利用の考え方

- ①本市の魅力・強みをいかした都市づくりの推進
～恵まれた交通・立地、豊富な知的資源をいかす～
- ②「多核ネットワーク型都市構造」の形成
～現状のコンパクトな都市構造を引き継ぎ、中心市街地や各地域の拠点とそれらを結ぶ交通ネットワークを充実～
- ③水と緑のネットワークの形成
～水辺や緑、歴史・文化資源のネットワーク化により憩いや健康づくりの場等を創出～

上記3つの考え方を実現するため、市内を都市機能・土地利用の特性別に6つに分類し、有機的に結びつけていきます。

区分	都市機能・土地利用の区分	記号
① 中心市街地(都市拠点)	都市拠点	◎
② 地域拠点・生活拠点	地域拠点	◎
	生活拠点	○
③ 北部地域	北部地域	○
	交流拠点	○
④ 産業集積地域	産業集積地域	◎
	将来的に整備予定の交流拠点	◎
⑤ 一回の住宅地	◎	◎
⑥ 市街地に隣接したみどり	◎	◎

大学が立地するエリア	◎
本市の魅力・強みを活かす新たな拠点	★



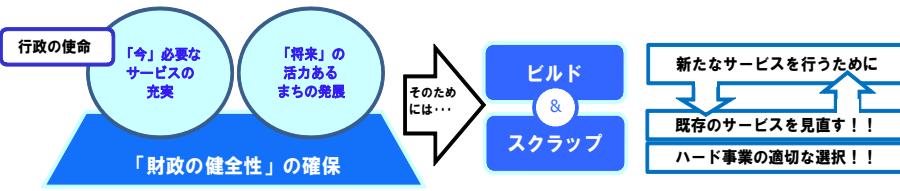
(生活拠点や交流拠点等の名称については、茨木市都市計画マスタープランに記載しています。)

7 財政計画 ～将来にわたり行政の使命を果たすために～

行政の使命は、将来にわたる市民サービスの向上・まちの持続的発展です。しかしながら、「財政の健全性」なしにはその使命を果たすことは不可能です。本市が、将来にわたり「今」と「将来」に対応した市民サービスの充実を可能とする取組は、「ビルド&スクラップ等の実践」であり、ビルド事業がもたらす効果と事業を見直す意義などをしっかりと捉え、本財政計画を基本とした行財政運営に努めることにより、行政の使命を果たしていきます。

財政運営の基本原則と具体的な取組等

	基本原則	具体的な取組	目標
1	柔軟な財政構造の保持	ビルド&スクラップの実践による経常事業の見直し	経費硬直率を概ね85%以内に抑制
2	将来(世代)への負担の抑制	ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制	市債償還指数を概ね7.5以内とし、かつ公債費を税等一般財源の10%台を超えない概ね60億円以下に抑制



施策4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす

施策概要

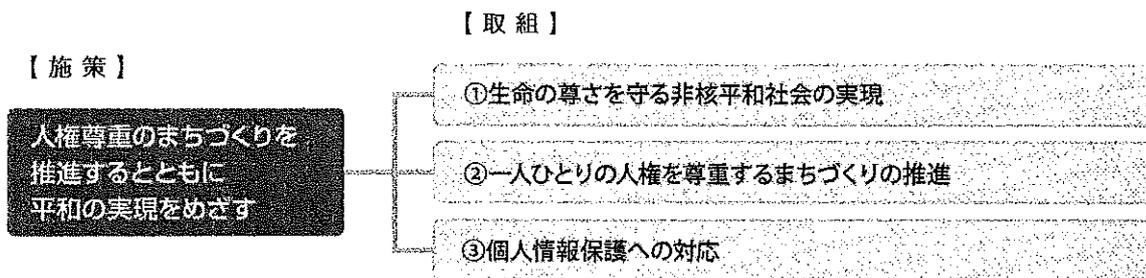
施策の必要性

平和と安全は全人類の願いであり、平和の実現のためにさまざまな施策を推進していく必要があります。
今日でもなお、さまざまな人権侵害が存在しており、市と市民が一体となってすべての人の人権が尊重された明るいまちづくりを進める必要があります。
個人情報事業活動等を行う上で、必要不可欠となっていますが、本人の権利や利益を侵害することのないよう、安全かつ適正に取り扱う必要があります。

施策の方向性

核兵器の恐ろしさや平和の尊さの認識を深めるとともに、核兵器の廃絶に向けた取組を進めます。
市民一人ひとりの人権が尊重・擁護された差別のないまちづくりの実現に向けて、すべての施策を人権尊重の視点に立って推進します。
市が保有する個人情報を適切に保護するとともに、個人情報保護に必要な施策を推進します。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《第2次人権施策推進基本方針》

憲法が定める基本的人権の尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、常に人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、本市の取り組むべき人権課題を定める方針

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生命の尊さを 守る非核平和 社会の実現	《現状と課題》 非核平和の尊さを訴え、次世代に引き継いでいくとともに、「非核平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、非核平和への願いを地域で根付かせるため、啓発活動に積極的に取り組んでいます。	《市》 非核平和展や街頭啓発キャンペーンを実施し、幅広い世代を対象とした啓発を行います。
	《目標》 核兵器の廃絶と平和の実現に向けた、市民意識が醸成されています。	《市民》 非核平和の尊さを学び、次世代に引き継いでいきます。
		《事業者・団体》 非核平和の尊さを学ぶ研修等を実施します。
②一人ひとりの人 権を尊重するま ちづくりの推進	《現状と課題》 人権施策推進基本方針に基づき、さまざまな機会を捉えて人権教育・啓発を推進していますが、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題なども発生しており、今後とも継続的な啓発活動等に取り組んでいく必要があります。	《市》 人権施策推進基本方針に沿って、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉えて、人権教育・啓発の推進に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政施策の推進を図ります。各種相談機関や公的支援制度、NPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報の効果的な提供に努めます。
	《目標》 あらゆる分野で人権尊重の視点に立ったまちづくりが進められています。	《市民》 人権問題研修等に参加するなど、人権について考える機会を持つようになります。
		《事業者・団体》 人権問題研修等を実施します。
③個人情報保護 への対応	《現状と課題》 今日の高度情報社会は、個人情報本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報が流通するなど、個人のプライバシーが侵害されるという危険性を有しており、一層の個人情報保護への対応が求められています。	《市》 「個人情報保護条例」を広報誌等により周知します。 個人情報の取り扱いに深くかかわる市職員に対して、研修等を通してその重要性についての意識向上を図ります。
	《目標》 「個人情報保護条例」に基づき、本市が保有する個人情報について、適正に管理されています。	《市民》 個人情報保護の重要性を理解し、個人情報保護に努めます。
		《事業者・団体》 個人情報の取り扱いに深くかかわる者に対して、研修等を通してその重要性についての意識向上を図ります。

施策5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす

施策概要

施策の必要性

少子高齢化など、社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力のある社会を築く必要があります。そのため、男女が互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現が必要です。

施策の方向性

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

施策を実現するための取組の体系

【施策】

市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす

【取組】

①市民と協働した男女共同参画の推進

②DVの予防啓発及び被害者の支援

分野別計画等

《第2次男女共同参画計画》

国や府の男女共同参画基本計画等を踏まえ、少子高齢化の進行や家族・地域社会の変化、社会情勢の変化などに対応し、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するための施策を定める計画

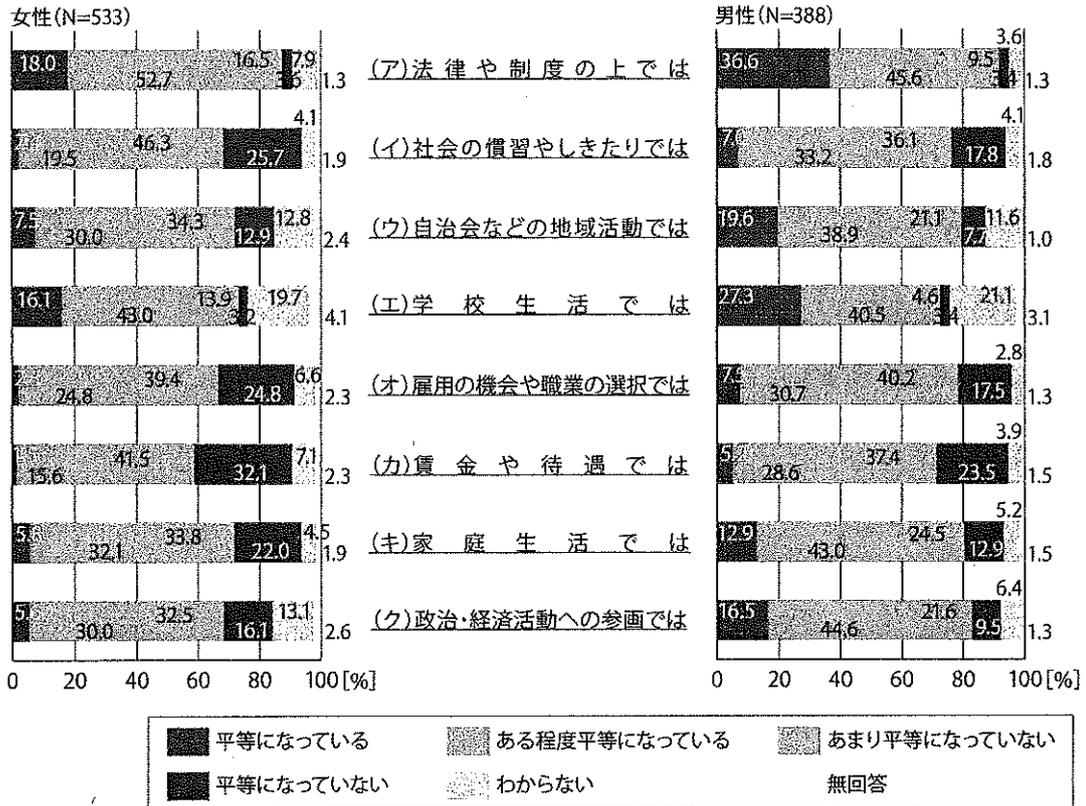
■女性相談等件数

単位:件

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
電話相談	女性電話相談	723	800	800	1,078	1,246	1,539
	男性電話相談	10	25	29	16	16	23
	DV電話相談	—	—	—	—	—	125
面接相談	女性面接相談	506	595	581	640	656	963
	女性法律相談	110	129	114	116	108	91
	DV面接相談	42	40	108	112	159	195

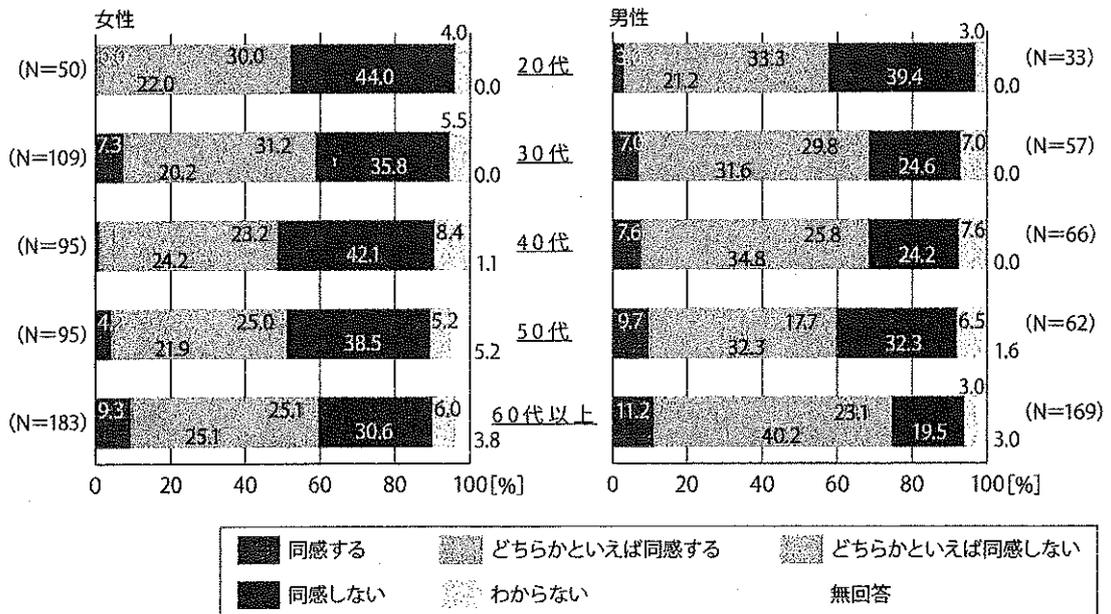
茨木市資料

■男女の地位の平等観



男女がともにつくるまちづくり市民意識調査(平成23年3月)
第2次茨木市男女共同参画計画策定に向けた調査

■年代別「男は仕事、女は家庭」という考え方



男女がともにつくるまちづくり市民意識調査(平成23年3月)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民と協働した男女共同参画の推進	《現状と課題》 法律や制度等による男女共同参画のための基本的な整備は進んでいるものの、人々の暮らしの中では、固定的な性別役割分担意識、意思決定の場への参画状況や職場における役職、賃金等に男女間で格差が残っており、真の男女共同参画社会を実現するために取組のさらなる充実が必要です。	《市》 「男女共同参画計画」に沿って、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉え、市民と協働して男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の視点にたった行政施策の推進を図ります。
	《目標》 あらゆる人々が性別で役割を固定しない生き方や、さまざまな意思決定の場に男女がともに参画することの必要性についての理解が深まり、男女が対等に能力を発揮し、活躍できる社会になっています。	《市民》 男女共同参画の意義を理解し、男女共同参画社会の実現に努めます。
		《事業者・団体》 男女共同参画の視点にたった事業所・団体の運営を実施します。
②DVの予防啓発及び被害者の支援	《現状と課題》 DV [※] は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき重要な課題です。DVの予防啓発に努めるとともに、被害者の自立に向けた支援が必要です。	《市》 DVを許さない社会風土の醸成と環境整備を推進し、相談しやすい体制を充実します。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVの予防と早期発見、安全確保、自立に向けた継続的な支援を実施します。
	《目標》 人権意識を高め、DVを許さない、被害者やその家族が安心して暮らせる社会になっています。	《市民》 DVを許さない社会づくりに努めます。
		《事業者・団体》 民間支援団体と連携し、支援を実施します。

※DV(ドメスティック・バイオレンス):

配偶者間、恋人間など親密な関係にある(又はあった)者から受ける暴力のことをいいます。暴力には殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力なども含まれます。DVを受けた被害者の大多数は女性であり、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。

1 施策の概要

1	まちづくりを交える基盤	7	まちづくりを進めるための基盤
2	施策	7-4	人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす
3	SDGs 位置付け	  	
4	施策の 必要性	<p>平和と安全は全人類の願いであり、平和の実現のために様々な施策を推進していく必要があります。今日でもなお、様々な人権侵害が存在しており、市と市民が一体となってすべての人の人権が尊重された明るいまちづくりを進める必要があります。</p> <p>個人情報と専門活動等を行う上で、必要不可欠となっていますが、本人の権利や利益を侵害することのないよう、安全かつ適正に取り扱う必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>核兵器の恐ろしさや平和の尊さの認識を深めるとともに、核兵器の廃絶に向けた取組を進めます。市民一人ひとりの人権が尊重・擁護された差別のないまちづくりの実現に向けて、すべての施策を人権尊重の視点に立って推進します。</p> <p>市が保有する個人情報を適切に保護するとともに、個人情報保護に必要な施策を推進します。</p>	
6	施策内の 取組	7-4-1	生命の尊さを守る非核平和社会の実現
		7-4-2	一人ひとりの人権を尊重するまちづくりの推進
		7-4-3	個人情報保護への対応
7	分野別 計画等	人権施策推進基本方針	憲法が定める基本的人権の尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、常に人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、本市の取り組むべき人権課題を定める方針
		人権施策推進計画	人権施策推進基本方針や第5次茨木市総合計画を踏まえながら、すべての行政分野において、より一層、市民とともに人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生命の尊 さを守る非 核平和社会 の実現	<p>《現状と課題》</p> <p>非核平和の尊さを訴え、次世代に引き継いでいくとともに、「非核平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、非核平和への願いを地域で根付かせるため、啓発活動に積極的に取り組んでいます。</p>	<p>《市》</p> <p>非核平和展や街頭啓発キャンペーンを実施し、幅広い世代を対象とした啓発を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>核兵器の廃絶と平和の実現に向けた、市民意識が醸成されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>非核平和の尊さを学び、次世代に引き継いでいきます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>非核平和の尊さを学ぶ研修等を実施します。</p>
②一人ひとり の人権を尊 重するまちづ くりの推進	<p>《現状と課題》</p> <p>様々な機会を捉えて人権教育・啓発を推進していますが、インターネットによる人権侵害などの問題も発生しており、今後とも継続的な啓発活動等に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉えて、人権教育・啓発の推進に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政施策の推進を図ります。各種相談機関や公的支援制度、NPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関する様々な支援情報の効果的な提供に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>あらゆる分野で人権尊重の視点に立ったまちづくりが進められています。</p>	<p>《市民》</p> <p>人権問題研修等に参加するなど、人権について考える機会を持つようにします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>人権問題研修等を実施します。</p>
③個人情報保 護への対応	<p>《現状と課題》</p> <p>今日の高度情報社会は、個人情報が本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報が流通するなど、個人のプライバシーが侵害されるという危険性を有しており、一層の個人情報保護への対応が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>個人情報の取り扱いにかかわる市職員に対して、研修等を通してその重要性についての意識向上を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>「個人情報保護条例」に基づき、本市が保有する個人情報について、適正に管理されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>個人情報保護の重要性を理解し、個人情報保護に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>個人情報保護のために必要な措置が講じられるよう、個人情報を取り扱う事業者への適切な助言、啓発等に努めます。</p>

1 施策の概要

1	まちづくりを支える基盤	7	まちづくりを進めるための基盤
2	施策	7-5	市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす
3	SDGs位置付け	 	
4	施策の必要性	<p>少子高齢化など、社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力のある社会を築く必要があります。そのため、男女が互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現が必要です。</p>	
5	施策の方向性	<p>「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現をめざします。</p>	
6	施策内の取組	7-5-1	市民と協働した男女共同参画の推進
		7-5-2	DVの予防啓発及び被害者の支援
7	分野別計画等	男女共同参画計画	少子高齢化の進行や家族・地域社会の変化、社会情勢の変化などに対応し、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するための施策を定める計画

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民と協働した男女共同参画の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>法律や制度等による男女共同参画のための基本的な整備は進んでいるものの、固定的な性別役割分担意識、意思決定の場への参画状況や職場における役職、賃金に男女間で格差が残っていること等が、女性の活躍の妨げになっているほか、性的マイノリティに関する理解が進んでいない状況であることから、真の男女共同参画社会を実現するために取組のさらなる充実が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉え、市民と協働して、女性活躍推進や性的マイノリティに関する理解促進に努めるなど、男女共同参画の視点にたった施策を推進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>様々な意思決定の場に男女ともに参画することの必要性についての理解が深まることで女性の活躍が進み、男女が対等に能力を発揮し、活躍できる社会になっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>男女共同参画の意義を理解し、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現に努めます。</p>
	<p>また、あらゆる人々が、性別や性的指向、性自認によって差別的取扱をされないのはもちろんのこと、それぞれのライフステージにそった多様な生き方が選択できる社会になっています。</p>	<p>《事業者・団体》</p> <p>男女共同参画の視点にたち、女性の活躍を推進します。また、性別にかかわらずあらゆる人々がそれぞれのライフステージにそった多様な生き方が選択できるような事業活動や団体運営を進めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②DVの予防啓発及び被害者の支援	<p>《現状と課題》</p> <p>DV※1は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき重要な課題です。DVの予防啓発に努めるとともに、被害者の自立に向けた支援が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>DVを許さない社会風土の醸成と環境整備を推進し、相談しやすい体制を充実します。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVの予防と早期発見、安全確保、自立に向けた継続的な支援を実施します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>人権意識を高め、DVを許さない、被害者やその家族が安心して暮らせる社会になっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>DVを許さない社会づくりに努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>民間支援団体と連携し、支援を実施します。</p>

※1 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者間、恋人間など親密な関係にある(又はあった)者から受ける暴力のことを言います。暴力には殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力なども含みます。DVを受けた被害者の大多数は女性であり、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。